主 文

- 一 本件申請を却下する。
- 二 申請費用は債権者の負担とする。

理 由

ー 当事者の申立て

債権者は、「債務者は債権者が社団法人日本海員掖済会塩釜病院において就労することを妨害してはならない。」との裁判を求め、債務者は、「債権者の申請を却下する。」との裁判を求めた。

ニ 当裁判所の判断

2 ところで、本件仮処分申請における被保全権利に関して、債権者は、債務者が 債権者に対してなした前記解雇処分は無効なものであり、債権者・債務者間の雇用 契約は現在も存続しているから、債権者は債務者に対し右雇用契約に基づき塩釜病 院で現実に就労させることを求め得る権利(就労請求権)がある旨主張する。 そこでまず、その主張する就労請求権の存否に関する判断をするに先立つて、そ

そこでます、その主張する就労請求権の存合に関する判断をするに先立つて、その主張する就労の妨害排除を仮処分において認める必要性があるかどうかについて検討する。

もともと仮の地位を定める仮処分とは本案の請求権自体の満足を図ることを目的とするものではなく、あくまでも有効無効をめぐる争いのある権利関係についる急迫な危険を防止するために債権者に暫定的な措置を簡易迅速に講によるものであることはいうまでもない。このことは労働仮処分につも限してもしたがの地位を定める労働仮処分もまた仮の救済制度である。仮の救済制度である。仮の地位を定める労働仮処分もまた仮の救済制度である。仮の救済制度であるということは、決して本案の請求権による強制執行の先取りを目的ということは、決して本案の間の必要な暫定的な処置を定めるということは、決して本案の間の必要な暫定的な処置を定めるととしているのが労働仮処分である。

ることとしているのが労働仮処分である。 したがつて、不当解雇を理由に従前の雇用契約上の権利の保全を目的とする仮処分において、本件のように、賃金の仮払いに加え、さらに進んで従前の職場での就労までを認める必要性は特段の事情のない限り肯定することができないものといわなければならない(債権者の申請した賃金仮払いの仮処分が既に認容されていることは前記のとおりである。)。

この点につき債権者は、「医師は、日々の医療の現場で患者に接し、医療行為を継続していくなかで医療技術を維持、研鑚し、修練を積んでいくもので、その診断、治療における判断力及び決断力には、微妙かつ高度なものが要請され、それは、日々患者に接することによつて鍛錬され、一種の「職業的勘」にまで高められて、はじめて的確な診断、治療が可能になる」旨主張し、医師が長期間医療職場に就労できない場合の不利益として、①診断、治療に要請される高度な判断力、決断、力が急速に失われ、医療技術が低下する。②日々進歩する新しい診断技術、治療技術を習得し、技術向上をはかる機会が失われ、一般水準と同等の技術水準を維持することが不可能となる。③長期間医師としての業務を行つていないことによつて医

師としての社会的信用、評価が低下する。④職歴上及び昇給昇格等待遇上の不利益をもたらす。⑤長期間の不就労は場合によつては医療行為に携わること自体を不可能にし事実上医師資格喪失と同様の結果をもたらすとの各点をあげ、就労の必要性があることを強調している。

しかし、債権者において予想されるとする右不利益を仮に肯定することができたとしても、前記仮処分の制度の趣旨に照らしてみれば、これをもつて直ちにその就労を保全する必要性を認めるだけの特段の事情があるということはできないばかりか、右のような不利益自体、債権者の他病院等での臨時就労又は自己研鑚及び職場復帰後の研修等でかなりの程度まで回復することができるとみられるものであるのである。

したがつて、本件仮処分の必要性につい債権者の主張、疎明は不十分なものといわざるをえない。

3 以上のとおり、債権者の本件申請は保全の必要性についての疎明がなく、保証を立てさせて疎明にかえることも相当でないから、その余の点について判断するまでもなく本件申請を却下することとし、申請費用の負担につき民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり決定する。

(裁判官 武田平次郎 光前幸一 大門匡)